



栃木県公報

令和元(2019)年
6月28日(金)
号 外
第 5 号

目 次

条 例

○栃木県森林環境整備促進基金条例の制定	3
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	4
○栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	8
○栃木県手数料条例等の一部改正	9
○栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正	20
○栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	40

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県森林環境整備促進基金条例の制定（栃木県条例第2号）

市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てることを目的とする栃木県森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第29条の規定により譲与を受けた森林環境譲与税の額とし、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。

2 処分（第6条関係）

基金は、市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。

3 その他

基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第3号）

1 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例（別記様式第1号～別記様式第4号及び別記様式第6号～別記様式第8号の2関係）
- (2) 栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例（様式第2号～様式第4号及び様式第6号関係）
- (3) 職員の服務の宣誓に関する条例（別記様式1～別記様式3関係）
- (4) 栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（別記様式関係）
- (5) 栃木県手数料条例（別表第1関係）
- (6) 大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（別表関係）

2 この条例は、令和元（2019）年7月1日から施行することとしました。

◇栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（栃木県条例第4号）

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を次のとおり改定することとしました。（第2条関係）

区 分	報 酬 額
選挙長、選挙分会長及び審査分会長	日額 10,800円
選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人	日額 8,900円

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例等の一部改正（栃木県条例第5号）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、手数料等の額を改定するため、次の条例について所要の改正をすることとしました。

1 栃木県手数料条例関係

- (1) 危険物取扱者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (2) 栃木県保健環境センター等の食品衛生試験手数料等の額を引き上げることとしました。
- (3) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請の経由に係る手数料の額を引き上げることとしました。
- (4) 丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (5) 採石業の業務管理者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (6) 高圧ガスの製造保安責任者試験及び販売主任者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (7) 電気工事士免状の交付手数料、再交付手数料及び書換え手数料の額を引き上げることとしました。
- (8) 液化石油ガス設備士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (9) 砂利採取業の業務主任者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (10) 技能検定試験の実技試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (11) 二級建築士及び木造建築士の免許手数料の額を引き上げることとしました。
- (12) 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- (13) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額を引き上げることとしました。（以上別表第1関係）

2 栃木県流水占用料等徴収条例関係

流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の額を引き上げることとしました。（第2条関係）

3 栃木県警察関係手数料条例関係

- (1) 特定遊興飲食店営業の相続に係る承認申請手数料並びに特定遊興飲食店営業者たる法人の合併及び分割に係る承認申請手数料の額を引き上げることとしました。（第2条関係）
- (2) 猟銃等の所持の許可を受けて猟銃等を所持している者等以外の者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講手数料、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料並びに年少射撃資格の認定のための講習会受講手数料の額を引き上げることとしました。（第7条関係）
- (3) 機械警備業務管理者講習手数料の額を引き上げることとしました。（第10条関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、令和元（2019）年10月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正（栃木県条例第6号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録された自家用のキャンピング車について、自動車税の種別割の税率を次のとおり引き下げることとしました。（第3条関係）

総排気量が1リットル以下のもの	年額 20,000円（現行23,600円）
総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 24,400円（現行27,600円）
総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 28,800円（現行31,600円）
総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 34,800円（現行36,000円）
総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 40,000円（現行40,800円）
総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 45,600円（現行46,400円）
総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 52,400円（現行53,200円）
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 60,400円（現行61,200円）
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 69,600円（現行70,400円）
総排気量が6リットルを超えるもの	年額 88,000円（現行88,800円）
電気自動車	年額 20,000円（現行23,600円）

- 2 令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度に初回新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド

自動車等のうち、自家用のキャンピング車について、当該登録の翌年度の自動車税の種別割の税率をおおむね100分の75軽減することとしました。（第4条関係）

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第7号）

長屋における敷地内の避難上必要な通路を確保すること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県建築基準条例関係

(1) 長屋における敷地内の避難上必要な通路を傾斜地等の避難上支障があるものに設ける場合等には、当該通路に手すりの設置等安全上適切な措置を講じなければならないこととしました。（第11条関係）

(2) 長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口は、その出口が長屋の床面積に応じた幅員を有する敷地内の通路に面し、かつ、当該通路が道に通ずる場合等を除き、道に面しなければならないこととしました。（第42条の2関係）

(3) 栃木県建築基準条例の規定が適用除外となる建築物に、建築基準法による建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用することの許可を受けた建築物を加えることとしました。（第45条関係）

(4) (2)に違反した者に対する罰則を設けることとしました。（第48条関係）

(5) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

(1) 長屋の用途に供する建築物の周囲に公園等の空地があり避難上支障がない旨の認定に係る事務を新たに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市が処理することとしました。

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

3 施行期日

この条例は、令和元（2019）年10月1日から施行することとしました。ただし、2の(2)は公布の日から、1の(3)は規則で定める日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

一 栃木県森林環境整備促進基金条例

二 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

三 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

五 栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

六 栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和元年六月二十八日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第二号

栃木県森林環境整備促進基金条例

(設置)

第一条 市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てるため、栃木県森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十九条の規定により譲与を受けた森林環境譲与税の額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源に充てる場合に限る、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境森林政策課)

栃木県条例第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例(昭和二十四年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1～3 略 4 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略</p>	<p>別記 様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1～3 略 4 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 1 略</p>

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(その1)

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
(その2)

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号

略

注意 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八号の1 県有種畜台帳(雄)

大きさは、日本産業規格A4と

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その1)

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
(その2)

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号

略

注意 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

略

注意 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第八号の1 県有種畜台帳(雄)

大きさは、日本工業規格A4と

略	用紙の大 注意 注意 すること。
様式第八号の二 県有種畜台帳（雌）	

略	用紙の大 注意 注意 すること。
様式第八号の二 県有種畜台帳（雌）	

（栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例の一部改正）

第二条 栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例（昭和二十五年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p>	<p>様式第2号 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注意 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p>

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第三条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式 1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式 2（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式 3（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p>	<p>別記様式 1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式 2（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式 3（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p>

（栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第四条 栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p>	<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注意 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p>

（栃木県手数料条例の一部改正）

第五条 栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第一（第二条、第三条、第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～四百十一の八</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四百十一の九 栃木 県林業センターが</td> <td style="text-align: center;">1～5 略 6 <u>日本産業規格等</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一～四百十一の八	略	四百十一の九 栃木 県林業センターが	1～5 略 6 <u>日本産業規格等</u>	<p>別表第一（第二条、第三条、第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一～四百十一の八</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四百十一の九 栃木 県林業センターが</td> <td style="text-align: center;">1～5 略 6 <u>日本工業規格等</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一～四百十一の八	略	四百十一の九 栃木 県林業センターが	1～5 略 6 <u>日本工業規格等</u>
事 務	金 額												
一～四百十一の八	略												
四百十一の九 栃木 県林業センターが	1～5 略 6 <u>日本産業規格等</u>												
事 務	金 額												
一～四百十一の八	略												
四百十一の九 栃木 県林業センターが	1～5 略 6 <u>日本工業規格等</u>												

依頼に基づき実施する試験又は測定 四百十二～五百十七 略	対応試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ～ハ 略 7～12 略	依頼に基づき実施する試験又は測定 四百十二～五百十七 略	対応試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ～ハ 略 7～12 略
備考 略		備考 略	

（大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例の一部改正）

第六条 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（昭和四十七年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 1 略 2 有害物質の量は、塩素にあつては日本産業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。 3 略	別表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 1 略 2 有害物質の量は、塩素にあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法により測定される量として、塩化水素にあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。 3 略

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。

（文書学事課）

栃木県条例第四号

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額)	(報酬の額)

第二条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。

一 三 略

四 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額 一万八百円

五 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額 八千九百円

第二条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。

一 三 略

四 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額 一万六百元

五 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額 八千八百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村課)

栃木県条例第五号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和二十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)		別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)	
事 務	金 額	事 務	金 額
一 十六 略		一 十六 略	
十七 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱者試験 <u>六千六百円</u> 2 乙種危険物取扱者試験 <u>四千六百円</u> 3 丙種危険物取扱者試験 <u>三千七百円</u>	十七 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱者試験 <u>六千五百円</u> 2 乙種危険物取扱者試験 <u>四千五百円</u> 3 丙種危険物取扱者試験 <u>三千六百円</u>
十八 二百二十五 略		十八 二百二十五 略	
百二十六 栃木県保健環境センター又は栃木県保健所が依頼に基づき実施する試験若しくは検査の実施又は診断書若しくは証明書の交付	1・2 略 3 食品衛生試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 添加物の成分規格試験 (1) 確認試験 <u>千三百三十円</u> 以上 <u>五千六百円</u> 十円以内	百二十六 栃木県保健環境センター又は栃木県保健所が依頼に基づき実施する試験若しくは検査の実施又は診断書若しくは証明書の交付	1・2 略 3 食品衛生試験次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 添加物の成分規格試験 (1) 確認試験 <u>千三百十円</u> 以上 <u>五千五百円</u> 十円以内

5 廃棄物及び土壌

内
千二百円以上三
百六十円以上六
一項目につき六

ハ 微生物試験
以内

ロ その他の試験
(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき三
百八十円以上
四千五百円
以内

(2) 定量試験
一成分又は一
項目につき千
四十円以上一
万三千円
以内

イ 略

4 水質試験 次に
掲げる試験の区分
に応じ、それぞれ
次に定める金額

ハ 微生物試験
一項目につき千
三百三十円以上
四千五百円以
内

(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき千
五百五十円以
上四千五百十
円以内

(2) 定量試験
一成分又は一
項目につき千
三百三十円以
上一万七千八
百円以内

ロ 食品、器具容
器、包装、おも
ちや、洗剤等
の試験
(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき千
五百五十円以
上四千五百十
円以内

(2) 純度、水
分、蒸発残留
物、強熱残留
物、乾燥減量
等の試験 一
成分又は一
項目につき四
千八百八十
円以内

5 廃棄物及び土壌

内
千九百七十円以
上二百五十円以上二
百五十円以上六
一項目につき六

ハ 微生物試験
以内

ロ その他の試験
(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき三
百八十円以上
四千八十円
以内

(2) 定量試験
一成分又は一
項目につき千
三十円以上一
万二千八百円
以内

イ 略

4 水質試験 次に
掲げる試験の区分
に応じ、それぞれ
次に定める金額

ハ 微生物試験
一項目につき千
三百十円以上
四千八十円以
内

(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき千
五百三十円以
上四千八十円
以内

(2) 定量試験
一成分又は一
項目につき千
三百十円以
上一万七千五
百円以内

ロ 食品、器具容
器、包装、おも
ちや、洗剤等
の試験
(1) 定性試験
一成分又は一
項目につき千
五百三十円以
上四千八十円
以内

(2) 純度、水
分、蒸発残留
物、強熱残留
物、乾燥減量
等の試験 一
成分又は一
項目につき四
千七百二十
円以内

	<p>試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 定性試験 一成分につき八千二百円以上一万七千三百円以内</p> <p>ロ 定量試験 一成分又は一項目につき二千四百六十円以上一万七千三百円以内</p> <p>7 略</p> <p>7 医薬品、医療器具、家庭用品等試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 定性試験 一成分につき千四百十円以上三千二百十円以内</p> <p>ロ 定量試験 一成分又は一項目につき千三百三十円以上六千六百三十円以内</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 微生物試験 四千三百六十円以上八千二百円以内</p> <p>8 臨床化学試験 一成分につき四千五百五十円以上一万七千八百円以内</p> <p>9 ～ 12 略</p>
<p>百二十七～百五十の三 略</p>	
<p>百五十一 毒物及び劇物取締法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由</p>	<p>一万七千円</p>
<p>百五十二～二百三十四 略</p>	
<p>二百三十五 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づ</p>	<p>一万八千円</p>
	<p>試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 定性試験 一成分につき八千六十円以上一万七千円以内</p> <p>ロ 定量試験 一成分又は一項目につき二千四百二十円以上一万七千円以内</p> <p>7 略</p> <p>7 医薬品、医療器具、家庭用品等試験 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 定性試験 一成分につき千三百十円以上二千九百七十円以内</p> <p>ロ 定量試験 一成分又は一項目につき千三百十円以上六千五百百円以内</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 微生物試験 四千二百九十円以上八千六十円以内</p> <p>8 臨床化学試験 一成分につき四千八十円以上一万七千五百円以内</p> <p>9 ～ 12 略</p>
<p>百二十七～百五十の三 略</p>	
<p>百五十一 毒物及び劇物取締法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由</p>	<p>一万六千円</p>
<p>百五十二～二百三十四 略</p>	
<p>二百三十五 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づ</p>	<p>一万七千円</p>

<p>づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</p>		<p>二百三十六～二百三十九 略</p>		<p>二百四十 採石法第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施</p>	<p>八千円</p>	<p>二百四十一～二百五十五 略</p>		<p>二百五十六 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）</p> <p>2 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円）</p> <p>3 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）</p> <p>4 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）</p> <p>5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円）</p>		<p>づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</p>		<p>二百三十六～二百三十九 略</p>		<p>二百四十 採石法第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の実施</p>	<p>八千円</p>	<p>二百四十一～二百五十五 略</p>		<p>二百五十六 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円）</p> <p>2 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千九百円）</p> <p>3 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円）</p> <p>4 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円）</p> <p>5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千円）</p>	
---	--	----------------------	--	---	------------	----------------------	--	--	--	---	--	----------------------	--	---	------------	----------------------	--	--	--

<p>二百五十七 高压ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づき販売主任者試験の実施</p>	<p>を提出する場合にあつては、<u>八千二百円</u>)</p> <p>1 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>七千九百円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>七千四百円</u>)</p> <p>2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>六千二百円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>五千七百円</u>)</p>	<p>を提出する場合にあつては、<u>七千九百円</u>)</p> <p>1 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>七千六百元</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>七千四百円</u>)</p> <p>2 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>六千二百円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>五千五百円</u>)</p>	
<p>二百五十八～二百七十 略</p>		<p>二百五十八～二百七十 略</p>	
<p>二百七十一 電気工事士法(昭和三十五年法律第二百二十九号)第四条第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付</p>	<p>1 第一種電気工事士免状 <u>六千円</u></p> <p>2 第二種電気工事士免状 <u>五千三百円</u></p>	<p>1 第一種電気工事士免状 <u>五千九百円</u></p> <p>2 第二種電気工事士免状 <u>五千二百円</u></p>	
<p>二百七十二 電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)第四条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付</p>	<p><u>二千七百円</u></p>	<p><u>二千六百円</u></p>	
<p>二百七十三 電気工事士法施行令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p>	<p><u>二千円</u></p>	<p><u>二千円</u></p>	
<p>二百七十四～二百九十二 略</p>		<p>二百七十四～二百九十二 略</p>	
<p>二百九十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</p>	<p><u>二万四千四百円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>二万九百円</u>)</p>	<p><u>二万七百元</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、<u>二万二百円</u>)</p>	

二百九十四・二百九十五 略		二百九十四・二百九十五 略	
二百九十六 砂利採取法第十五条第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	八千四百円	二百九十六 砂利採取法第十五条第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	八千四百円
二百九十七〜三百二 略		二百九十七〜三百二 略	
三百三 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施	1 実技試験 一万八千二百円(知事が指定する者にあつては、三千四百円以上一万二千四百円以内) 2 略	三百三 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第二条第一号の規定に基づく技能検定試験の実施	1 実技試験 一万七千九百円(知事が指定する者にあつては、二千九百円以上一万千九百円以内) 2 略
三百四〜四百六十一 略		三百四〜四百六十一 略	
四百六十二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	一万九千三百円	四百六十二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	一万九千二百円
四百六十二の二〜四百六十二の四 略		四百六十二の二〜四百六十二の四 略	
四百六十三 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万七千九百円	四百六十三 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万七千七百円
四百六十四〜四百六十四の十一 略		四百六十四〜四百六十四の十一 略	
四百六十四の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 略 2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額 イ 略	四百六十四の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 略 2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額 イ 略

ロ 建築基準法第六條の三第一項の構造計算適合性判定(以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当する一の建築物(同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分)ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)か及び(v)まで及び(2)において同じ。)の合計が千平方メートル

ロ 建築基準法第六條の三第一項の構造計算適合性判定(以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当する一の建築物(同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分)ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積(構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)か及び(v)まで及び(2)において同じ。)の合計が千平方メートル

ル以内の場
合 十二万
七百円

(ii) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
ル以内の場
合 十五万
四百円

(iii) 床面積の
合計が二千
平方メー
ルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 十六
万四千七百
円

(iv) 床面積の
合計が一万
平方メー
ルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 二十
万八千七百
円

(v) 床面積の
合計が五万
平方メー
ルを超える
場合 三十
五万三千九
百円

(2) (1)に掲げる
構造計算適合
性判定以外の
構造計算適合
性判定次に
掲げる場合の
区分に応じ、
それぞれ次に

(i) 定める金額
床面積の
合計が千平
方メートル
以内の場合
十七万四
千六百円

(ii) 床面積の
合計が千平

ル以内の場
合 十一万
八千五百六
十円

(ii) 床面積の
合計が千平
方メートル
を超え二千
平方メー
ル以内の場
合 十四万
七千七百二
十円

(iii) 床面積の
合計が二千
平方メー
ルを超え一
万平方メー
トル以内の
場合 十六
万七千七百
円

(iv) 床面積の
合計が一万
平方メー
ルを超え五
万平方メー
トル以内の
場合 二十
万四千九百
六十円

(v) 床面積の
合計が五万
平方メー
ルを超える
場合 三十
四万七千五
百二十円

(2) (1)に掲げる
構造計算適合
性判定以外の
構造計算適合
性判定次に
掲げる場合の
区分に応じ、
それぞれ次に

(i) 定める金額
床面積の
合計が千平
方メートル
以内の場合
十七万四
千八百八十
円

(ii) 床面積の
合計が千平

<p>方メートル を 超え二 千 平方メ ートル 以内の 場 合 二 十三 万二 千九 百 円</p> <p>(iii) 床面積の 合計が二 千 平方メ ートル を 超え一 万平方 メー トル以 内の 場 合 二 十 六 万七 千 円</p> <p>(iv) 床面積の 合計が一 万 平方メ ートル を 超え五 万平方 メー トル以 内の 場 合 三 十 五 万二 千 八 百 円</p> <p>(v) 床面積の 合計が五 万 平方メ ートル を 超える 場 合 六 十 四 万八 千七 百 円</p> <p>ハ 略</p>	<p>方メートル を 超え二 千 平方メ ートル 以内の 場 合 二 十二 万八 千七 百 円</p> <p>(iii) 床面積の 合計が二 千 平方メ ートル を 超え一 万平方 メー トル以 内の 場 合 二 十 六 万二 千二 百 円</p> <p>(iv) 床面積の 合計が一 万 平方メ ートル を 超え五 万平方 メー トル以 内の 場 合 三 十 四 万六 千四 百 四十 円</p> <p>(v) 床面積の 合計が五 万 平方メ ートル を 超える 場 合 六 十 三 万六 千九 百 六十 円</p> <p>ハ 略</p>
四百六十四の十四〜五百十七 略	四百六十四の十四〜五百十七 略
備考 略	備考 略

(栃木県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 栃木県流水占用料等徴収条例（平成十二年栃木県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(流水占用料等の徴収等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 流水占用料の額は、別表第一の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合は、百円）に百分の百十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(流水占用料等の徴収等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 流水占用料の額は、別表第一の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合は、百円）に百分の百八を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p>

4 土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、別表第三の規定により算定した額(その額が百円に満たない場合は、百円)に百分の百十を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

5 略

4 土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、別表第三の規定により算定した額(その額が百円に満たない場合は、百円)に百分の百八を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

5 略

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第三条 栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する手数料)</p> <p>第二条 県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>		<p>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する手数料)</p> <p>第二条 県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。</p>	
事務	手数料の額	事務	手数料の額
一〜十四 略		一〜十四 略	
<p>十五 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千七百円 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)</p>	<p>十五 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千六百円 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)</p>
<p>十六 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万二千円 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準</p>	<p>十六 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万円 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準</p>

査	用する法第七 条の二第一項 の規定に基づ く承認の申請 を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく承認 の申請に係る 審査にあつて は、三千三百 円)
十七 法第三十一条の二十 三において準用する法第 七条の三第一項の規定に 基づく特定遊興飲食店営 業者たる法人の分割に係 る承認の申請に対する審 査	一万二千円 (当該申請を 行う者が同時 に他の法第三 十一条の二十 三において準 用する法第七 条の三第一項 の規定に基づ く承認の申請 を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく承認 の申請に係る 審査にあつて は、三千三百 円)
十八～二十一 略	

2～5 略

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)
第七条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下
 この条において「法」という。)の規定に基
 づく次の表の上欄に掲げる事務について、一
 件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手
 数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一～五の二 略	
六 法第五条の三第一項の 規定に基づく猟銃及び空 気銃の取扱いに関する講 習会の開催	(一) 略 (二) その他の 者に対する 講習会 六 千九百円
七 略	

査	用する法第七 条の二第一項 の規定に基づ く承認の申請 を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく承認 の申請に係る 審査にあつて は、三千三百 円)
十七 法第三十一条の二十 三において準用する法第 七条の三第一項の規定に 基づく特定遊興飲食店営 業者たる法人の分割に係 る承認の申請に対する審 査	一万千円 (当該申請を 行う者が同時 に他の法第三 十一条の二十 三において準 用する法第七 条の三第一項 の規定に基づ く承認の申請 を行う場合に おける当該他 の同項の規定 に基づく承認 の申請に係る 審査にあつて は、三千三百 円)
十八～二十一 略	

2～5 略

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)
第七条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下
 この条において「法」という。)の規定に基
 づく次の表の上欄に掲げる事務について、一
 件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手
 数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一～五の二 略	
六 法第五条の三第一項の 規定に基づく猟銃及び空 気銃の取扱いに関する講 習会の開催	(一) 略 (二) その他の 者に対する 講習会 六 千八百円
七 略	

七の二 法第五条の五第一 項の規定に基づく猟銃の 操作及び射撃の技能に関 する講習	一万二千七百 円
八～十二 略	
十三 法第九条の十四第一 項の規定に基づく年少射 撃資格の認定のための講 習会の開催	九千八百円

七の二 法第五条の五第一 項の規定に基づく猟銃の 操作及び射撃の技能に関 する講習	一万二千三百 円
八～十二 略	
十三 法第九条の十四第一 項の規定に基づく年少射 撃資格の認定のための講 習会の開催	九千七百円

(警備業法に関する手数料)

第十条 県は、警備業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

(警備業法に関する手数料)

第十条 県は、警備業法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる事務について、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
一～十 略	
十一 法第四十二条第二項 第一号の規定に基づく機 械警備業務管理者講習	三万九千円
十二・十三 略	

事 務	手数料の額
一～十 略	
十一 法第四十二条第二項 第一号の規定に基づく機 械警備業務管理者講習	三万八千円
十二・十三 略	

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(手数料の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申請、依頼等がなされている事務に係る栃木県手数料条例及び栃木県警察関係手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(流水占用料等の改定に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に受けている河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条の許可又は同法第二十三条の二の登録に係る流水占用料(栃木県流水占用料等徴収条例第三条ただし書の規定の適用を受ける流水占用料で令和二年度以降の年度分に係るもの及び同条ただし書に規定する発電のためにする流水の占用に係る流水占用料で施行日から令和二年三月三十一日までの間に係るものを除く。)の額及びこの条例の施行の際現に受けている同法第二十五条の許可に係る土石採取料その他の河川産出物採取料の額については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第六号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十一年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)第百六条の改正規定を次のように改める。

(種別割の税率)

第百六条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

(1) 総排気量(ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た容積。以下この条及び附則第二十八条の二第二項において同じ。)が一リットル以下のもの 年額 七千五百円

(2) 略

(11) 電気を動力源とする自動車(法第百四十九条第一項第一号「環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税」に規定する電気自動車をいう。以下同じ。) 年額 七千五百円

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万五千円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万三千五百円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万七千円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万五千五百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万五千五百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万七千円

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万円

(11) 電気自動車 年額 二万五千円

二〜四 略

五 特種用途車(三輪の小型自動車であるも

(種別割の税率)

第百六条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

(1) 総排気量(ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た容積。以下この条及び附則第二十八条の二第二項において同じ。)が一リットル以下のもの 年額 七千五百円

(2) 略

(11) 電気を動力源とする自動車(法第百四十九条第一項第一号「環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税」に規定する電気自動車をいう。以下同じ。) 年額 七千五百円

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万一千円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万一千円

(11) 電気自動車 年額 二万九千五百円

二〜四 略

五 特種用途車(三輪の小型自動車であるも

のを除く。)

イ キャンピング車(自家用に限る。)

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万四千四百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 二万八千八百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万四千八百円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万五千六百円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万二千四百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万四千四百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 六万九千六百円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの
年額 八万八千円
- (11) 電気自動車 年額 二万円

ロ 略

2 略

のを除く。)

イ キャンピング車(自家用に限る。)

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万三千六百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千四百円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四千四百円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの
年額 八万八千八百円
- (11) 電気自動車 年額 二万三千六百円

ロ 略

2 略

第三条中栃木県県税条例附則第二十八条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第四百九十九条第一項第二号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)に規定する天然ガス自動車をいう。次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定するメタノール自動車をいう。次条第二項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第二項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第四百九十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項及び次条第一項第一号において同じ。)、第六十六条第一項第

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 次の各号に掲げる自動車(法附則第十二条の三第一項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに

第六十六条第一項第

三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、同項第五号イに規定するキャンピング車(次項及び次条第一項第二号において「キャンピング車」という。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第百六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車又は同項第五号に規定する石油ガス自動車で平成二十年三月三十一日までに最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車及び被けん引自動車を除く。)で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第二号イ	略	略
第二項	略	略

三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第五号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車及び被けん引自動車を除く。)で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第百六条第一項第一号イ	略	略
第百六条第一項第二号ロ	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百円
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千円	五万七千七百円
	五万千円	五万八千六百円
	五万八千円	六万六千七百円
	六万六千五百円	七万六千四百円
	七万六千五百円	八万七千九百円
	八万八千円	十万千二百円
	十一万千円	十二万七千六百円
第百六条第二項	略	略

イ	第二項 第三号	略	略
	第一項 (1) 第三号	略	略
	第一項 (2) 第三号	略	略
	第一項 (2) 第三号	略	略
	第一項 第三号	略	略
イ 第五号 (1)	第一項 第四号	略	略
	第六 条第一 項第五 号イ	略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
		略	略
略	略		
イ 第六 条第一 項第二 号イ	第六 条第一 項第四 号	略	略
	第六 条第一 項第五 号イ	二万三千六百円	二万七千五百円
		二万七千六百円	三万七千七百円
		三万七千六百円	三万七千七百円
		三万七千円	四万七千四百円
		四万八千円	四万七千九百円
		四万七千四百円	五万三千三百円
		五万三千二百円	六万七千五百円
		六万七千二百円	七万七千三百円
		七万七千四百円	八万九千五百円
		八万八千八百円	十万二千五百円
第六 条第一 項第五 号イ	略	略	

第二項 第二号	略	略
第二項 第一号	略	略
第二項 第五号 ロ(2)	略	略

第六百六 条第二 項第二 号	略	略
第六百六 条第二 項第一 号	略	略
第六百六 条第一 項第五 号ロ(2)	略	略

2 法附則第十二条の三第二項各号に掲げる自動車に対する第六百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第九百九条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六百六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項 第一号 イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	二万五百元	五千五百円
	二万三千六百元	六千元

第一項 第一号 ロ	一万七千二百円	七千円
	四万七千五百円	一万五千五百円
	一万五千円	六千五百円
	三万五千五百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
第一項 第二号 イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第一項 第二号 ロ	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円

	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
第二項 第二号	七千五百円	二千円
八(1)	一万五千五百円	四千元
第二項 第二号	一万二千元	三千元
八(2)	一万六百元	五千五百円
第二項 第三号	一万二千元	三千元
イ(1)	一万四千五百円	四千元
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千元
	一万二千五百円	六千元
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千元	七千五百円
第二項 第三号	一万六千五百円	七千元
イ(2)	三万二千元	八千元
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千元
	五万五百円	一万三千元
	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
第二項 第三号 ロ	三万三千元	八千五百円
	四万千元	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円

	八万三千円	二万千円
第一項 第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第二項 第五号 イ	二万円	五千円
	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四五百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千円
第一項 第五号 ロ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第一項 第五号 ロ(2)	一万千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第二項 第一号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項 第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

31 法附則第十二条の三第三項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課される

ものに限る。)に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日(自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項 第一号 イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第二項 第一号 ロ	二万五千元	一万二千五百円
	三万五百円	一万五千五百円
	三万六千元	一万八千元
	四万三千五百円	二万二千元
	五万円	二万五千元
	五万七千元	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万五千五百円	三万八千元
	八万七千元	四万三千五百円
	十一万円	五万五千元
第二項 第二号	六千五百円	三千五百円

イ		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
第二項 第二号 ロ		八千円	四千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五百円	一万五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円	
第二項 第二号 ハ(1)		七千五百円	四千円
		一万五千五百円	八千円
第二項 第二号 ハ(2)		一万二百万円	五千五百円
		二万六百万円	一万五百万円
第二項 第三号 イ(1)		一万二千円	六千円
		一万四千五百円	七千五百円
		一万七千五百円	九千円
		二万円	一万円
		二万二千五百円	一万五千円
		二万五千五百円	一万三千円

第一項 第三号 イ(2)	二万九千円	一万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千元	一万九千元
	四万四千元	二万二千元
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千元	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
第一項 第三号 ロ	三万三千元	一万六千五百円
	四万千元	一万五百円
	四万九千元	一万四千五百円
	五万七千元	一万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万五千五百円
第一項 第四号	四千五百円	二千五百円
	六千元	三千元
第一項 第五号 イ	一万円	一万円
	一万四千四百円	一万二千五百円
	一万八千八百円	一万四千五百円
	三万四千八百円	一万七千五百円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万三千元
	五万二千四百円	一万六千五百円
	六万四千元	三万五百円
	六万九千六百円	三万五千元
	八万八千元	四万四千元

第一項 第五号	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第一項 第五号	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
第二項 第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項 第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

第二十八条の二 栃木県県税条例等の一部を改

正する条例（平成三十一年栃木県条例第十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）第一条の規定による改正前の栃木県県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の栃木県県税条例」という。）第百三条第一項の規定により平成二十八年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第百三条第二項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百六条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 自家用の乗用車
 - イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

ロ	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	年額 三万四千五百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	年額 三万九千五百円
ニ	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	年額 四万五千円
ホ	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額 五万千円
ヘ	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額 五万八千円
ト	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額 六万六千五百円
チ	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額 七万六千五百円
リ	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額 八万八千円
ヌ	総排気量が六リットルを超えるもの	年額 十一万千円
ル	電気自動車	年額 二万九千五百円
二	キャンピング車	
イ	総排気量が一リットル以下のもの	年額 二万三千六百円
ロ	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	年額 二万七千六百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	年額 三万千六百円
ニ	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	年額 三万六千円
ホ	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額 四万八百円
ヘ	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額 四万六千四百円
ト	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額 五万三千二百円
チ	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額 六万二千二百円
リ	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額 七万四百円
ヌ	総排気量が六リットルを超えるもの	年額 八万八千八百円
ル	電気自動車	年額 二万三千六百円
2)	前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げ	

るものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる回項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百元
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百元
	五万千元	五万八千六百元
	五万八千元	六万六千七百元
	六万六千五百円	七万六千四百円
	七万六千五百円	八万七千九百元
	八万八千元	十万二千二百円
	十一万千元	十二万七千六百元
第二号	二万三千六百元	二万七千五百円
	二万七千六百元	三万千七百元
	三万六千六百元	三万六千三百円
	三万六千元	四万四千四百円
	四万八百元	四万六千九百元
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千五百円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四百元	八万九百元
	八万八千八百円	十万二千五百円

31 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、法附則第十二条の三第二項各号(自動車税の種別割の税率の特例)に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分

の自動車税の種別割(第百九条第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万千五百円
	五万千元	一万三千元
	五万八千元	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千元	二万二千元
	十一万千元	二万八千元
	第二号	二万三千六百円
二万七千六百円		七千円
三万千六百円		八千円
三万六千元		九千円
四万八百元		一万五百円
四万六千四百円		一万二千元
五万三千二百円		一万三千五百円
六万二千二百円		一万五千五百円
七万四百元		一万八千元
八万八千八百円		二万二千五百円

4) 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、法附則第十二条の三第三項各号に

掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第九十九条第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	一万九千五百円	一万五千円
	二万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	一万二千五百円
	五万千円	一万五千五百円
	五万八千円	一万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
	十一万円	五万五千五百円
第二号	一万三千六百円	一万二千元
	一万七千六百円	一万四千元
	二万千六百円	一万六千元
	三万六千円	一万八千元
	四万八百元	二万五千元
	四万六千四百円	一万三千五百円
	五万三千二百円	一万七千元
	六万二千二百円	三万円
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円

第四条中栃木県県税条例附則第二十八条に一項を加える改正規定並びに同条例附則第二十八条の一第三項及び第四項を削る改正規定を次のように改める。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 略

2・3 略

4 | 法附則第十二条の三第二項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等に対する第百六条第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条の二 略

2 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 略

2・3 略

3 | 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、法附則第十二条の三第二項各号(自動車税の種別割の税率の特例)に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第百九条第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条の二 略

2 略

3 | 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、法附則第十二条の三第二項各号(自動車税の種別割の税率の特例)に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第百九条第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万千五百円
	五万千元	一万三千元
	五万八千元	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元

	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千元
	十一万千円	二万八千元
第二号	二万三千六百円	六千元
	二万七千六百円	七千元
	三万千六百円	八千元
	三万六千円	九千元
	四万八千円	一万五千元
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、法附則第十二条の三第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第九十九条第一項又は第二項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	一万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円

	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
	十一万円	五万五千五百円
第二号	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千円	一万八千元
	四万八千円	二万五千元
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万二千二百円	三万円
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第二条の規定 令和元年七月一日</u></p> <p>二 <u>第三条並びに附則第二条並びに第三条第二項及び第三項の規定 令和元年十月一日</u></p> <p>三 <u>第四条及び附則第三条第四項の規定 令和三年四月一日</u></p> <p>四 <u>第五条の規定 令和六年一月一日</u></p> <p style="text-align: center;">(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第三条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十八条の規定は、<u>令和元年度分</u>の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第二条の規定 平成三十一年七月一日</u></p> <p>二 <u>第三条並びに附則第二条並びに第三条第二項及び第三項の規定 平成三十一年十月一日</u></p> <p>三 <u>第四条及び附則第三条第四項の規定 平成三十三年四月一日</u></p> <p>四 <u>第五条の規定 平成三十六年一月一日</u></p> <p style="text-align: center;">(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第三条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十八条の規定は、<u>平成三十一年度分</u>の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p>

2 略

3 新条例第六十六条第一項第一号及び第五号並びに附則第二十八条及び第二十八条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

4 第四条の規定による改正後の栃木県条例例附則第二十八条第四項及び第二十八条の二の規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 略

3 新条例第六十六条第一項第一号並びに附則第二十八条及び第二十八条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

4 第四条の規定による改正後の栃木県条例例附則第二十八条第四項及び第二十八条の二の規定は、平成三十三年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十二年分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税務課)

栃木県条例第七号

栃木県建築基準条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第一条 栃木県建築基準条例(昭和五十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 長屋(第四十二条の二)</p> <p>第七章～第九章 略</p> <p>附則</p> <p>(敷地内の通路の安全措置)</p> <p>第十一条 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の敷地内における令第二百二十八条の規定による通路、第八条の二第二項の規定による通路又は第三十三条第一号(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による通路を、傾斜地、河岸その他これらに類するもので避難上支障があるものに設ける場合又はこれらのものに接し、若しくは近接して設ける場合には、当該通路に手すり、さく、金網又は階段の設置その他安全上適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第四十二条 略</p> <p>第六章 長屋</p> <p>(出口)</p> <p>第四十二条の二 第三十三条の規定は、長屋の用途に供する建築物について準用する。この</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章～第八章 略</p> <p>附則</p> <p>(敷地内の通路の安全措置)</p> <p>第十一条 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の敷地内における令第二百二十八条の規定による通路、第八条の二第二項の規定による通路又は第三十三条第一号の規定による通路を、傾斜地、河岸その他これらに類するもので避難上支障があるものに設ける場合又はこれらのものに接し、若しくは近接して設ける場合には、当該通路に手すり、さく、金網又は階段の設置その他安全上適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第四十二条 略</p>

場合において、同条各号列記以外の部分中「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設(有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。)の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第一号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

第七章 略

第八章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第四十四条 法第三条第二項の規定により第七条、第八条の二、第九条、第十二条、第十四条から第二十条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条又は第四十一条から第四十二条の二までの規定の適用を受けない建築物について、この条例の施行後に床面積の合計が五十平方メートルを超えない範囲内の増築(劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)若しくは改築(二以上の当該増築又は改築で、当該床面積の合計を超えないものを含む。)、移転(令第三百三十七条の十六各号に規定する範囲内におけるものに限る。)、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四十五条 この条例の規定は、法第八十五条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)

第四十六条 法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条第三項若しくは第四項若しくは法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物に対する第七条、第八条の二第二項、第十四条、第十五条、第十六条第二項、第二十二條、第二十三条、第三十三條、第三十七條及び第四十二条の二の規定の適用については、これらの建築物は、一の敷地内にあるものと

第六章 略

第七章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第四十四条 法第三条第二項の規定により第七条、第八条の二、第九条、第十二条、第十四条から第二十条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条又は第四十二条の規定の適用を受けない建築物について、この条例の施行後に床面積の合計が五十平方メートルを超えない範囲内の増築(劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)若しくは改築(二以上の当該増築又は改築で、当該床面積の合計を超えないものを含む。)、移転(令第三百三十七条の十六各号に規定する範囲内におけるものに限る。)、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第四十五条 この条例の規定は、法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)

第四十六条 法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条第三項若しくは第四項若しくは法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物に対する第七条、第八条の二第二項、第十四条、第十五条、第十六条第二項、第二十二條、第二十三条、第三十三條及び第三十七條の規定の適用については、これらの建築物は、一の敷地内にあるものと

みなす。

第九章 罰則

第四十八条 第五条から第七条まで、第八条の二から第二十条まで、第二十二條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條又は第四十一條から第四十二條の二までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 略

みなす。

第八章 罰則

第四十八条 第五条から第七条まで、第八条の二から第二十条まで、第二十二條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十一條又は第四十二條の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 略

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第一（第二条、第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 1064 598 1142">一～三十八の二 略</td> <td data-bbox="598 1064 742 1142">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 1142 598 1971"> <p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 条例第七条第三号の規定による認定</p> <p>(二) 条例第十三条第五号の規定による認定</p> <p>(三) 条例第十四条第三項の規定による認定</p> <p>(四) 条例第二十一条の規定による認定</p> <p>(五) 条例第二十二条ただし書の規定による認定</p> <p>(六) 条例第三十三条第二号の規定による認定</p> <p>(七) 条例第三十七条第三号の規定による認定</p> <p>(八) 条例第四十二条の二において適用する条例第三十三条第二号の規定による認定</p> </td> <td data-bbox="598 1142 742 1971">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 1971 598 2098">四十～四十二 略</td> <td data-bbox="598 1971 742 2098">略</td> </tr> </table>	一～三十八の二 略	略	<p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 条例第七条第三号の規定による認定</p> <p>(二) 条例第十三条第五号の規定による認定</p> <p>(三) 条例第十四条第三項の規定による認定</p> <p>(四) 条例第二十一条の規定による認定</p> <p>(五) 条例第二十二条ただし書の規定による認定</p> <p>(六) 条例第三十三条第二号の規定による認定</p> <p>(七) 条例第三十七条第三号の規定による認定</p> <p>(八) 条例第四十二条の二において適用する条例第三十三条第二号の規定による認定</p>	略	四十～四十二 略	略	<p>別表第一（第二条、第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 1064 1197 1142">一～三十八の二 略</td> <td data-bbox="1197 1064 1340 1142">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1142 1197 1971"> <p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例第七条ただし書、第十三条第四号、第十四条第三項、第二十一条、第二十二條ただし書、第三十三條第二号及び第三十七條第三号の規定による認定</p> </td> <td data-bbox="1197 1142 1340 1971">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1971 1197 2098">四十～四十二 略</td> <td data-bbox="1197 1971 1340 2098">略</td> </tr> </table>	一～三十八の二 略	略	<p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例第七条ただし書、第十三条第四号、第十四条第三項、第二十一条、第二十二條ただし書、第三十三條第二号及び第三十七條第三号の規定による認定</p>	略	四十～四十二 略	略
一～三十八の二 略	略												
<p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 条例第七条第三号の規定による認定</p> <p>(二) 条例第十三条第五号の規定による認定</p> <p>(三) 条例第十四条第三項の規定による認定</p> <p>(四) 条例第二十一条の規定による認定</p> <p>(五) 条例第二十二条ただし書の規定による認定</p> <p>(六) 条例第三十三条第二号の規定による認定</p> <p>(七) 条例第三十七条第三号の規定による認定</p> <p>(八) 条例第四十二条の二において適用する条例第三十三条第二号の規定による認定</p>	略												
四十～四十二 略	略												
一～三十八の二 略	略												
<p>三十九 栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例第七条ただし書、第十三条第四号、第十四条第三項、第二十一条、第二十二條ただし書、第三十三條第二号及び第三十七條第三号の規定による認定</p>	略												
四十～四十二 略	略												

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の二十九の項の改正規定（同項第八号に係る部分に限る。）を除く。）は公布の日から、第一条中栃木県建築基準条例第四十五条の改正規定は規則で定める日から施行する。

（建築課）